

概要

遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分について、支払われるべき賃金が算入されていないとして、原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

被災者は、〇会社で自動販売機の保守・管理業務をしたものであるが、平成〇年〇月〇日自宅ベランダで縊死しているのを発見された。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求を行ったところ、監督署長は、業務上の事由による死亡であることを認め、給付基礎日額を〇円として算定した遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の処分をした。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由について、要旨、次のとおり述べている。

給付基礎日額の算定に当たっては、発症前 3 ヶ月間の被災者の時間外割増賃金を含めて計算すべきであるが、原処分は未払い割増賃金を算定の基礎に含めていない。その点において、原処分は取消を免れない。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

被災者の勤務時間については、「タイムカード」及び「時間管理表」によって会社が管理しており、通常、タイムカードは始業開始時刻より前に打刻されていて当然であり、打刻時刻からすぐに業務を開始していたとは言えない。また日常的に休憩時間が取得できないとの主張もあるが、日々の記録は残存しておらず、正確な賃金債権を確定することはできない。

よって残存する記録のうち最も正確な記録は「時間管理表」と判断し、被災者が本件疾病を発症した平成〇年〇月下旬以前 3 ヶ月間の賃金を元に給付基礎日額を算定した。

4 審査官の判断

- (1) 会社関係者及び会社同僚労働者からの聴取結果より被災者採用当時の会社の業務開始時刻は「午前 7 時 15 分」と確立・認識されていると判断する。
- (2) 会社は、時間外労働時間割増賃金を支払うにあたり、営業割増手当の名称で残業の有無にかかわらず、1 カ月につき 45 時間分の時間外労働割増賃金を支払っている。
- (3) 会社は、被災者の平均賃金算定期間の営業割増手当として、それぞれ 45 時間分を支給しているが、被災者の同期間にかかる実際の時間外労働時間はそれぞれ〇時間〇分、〇時間〇分、〇時間〇分と認められ、45 時間を超える部分にかかる割増賃金が支払われていない。
- (4) 以上のことから、本件については、債権として確定していた未払い時間外労働時間割増賃金の給付基礎日額への算入漏れが認められる。
- (5) したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料に係る給付基礎日額は妥当ではなく、取り消されるべきである。